

# 東京都立世田谷総合高等学校 学校運営連絡協議会設置要綱

## 第1 名 称

この会の名称を「東京都立世田谷総合高等学校 学校運営連絡協議会」(以下、「学校運営連絡協議会」という。)とする。

## 第2 目 的

本校の教育活動が、保護者及び地域住民に理解され、かつ、学校運営に関して保護者及び地域社会の方々との意見交換を行い、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

## 第3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営及び教育活動に関する意見交換、学校評価等をとおして協議を行い、校長に対し、本校の学校運営、教育活動、教育課程及び地域社会との連携について助言する。

## 第4 組 織

1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとし、10名以内とする。

協議委員は、校長が委嘱する次の者とする。

(1)保護者の代表

(2)近隣学校関係者

(3)地域関係者

(4)本校を支援する団体関係者

内部委員は、副校長、経営企画室長、校務分掌における主幹教諭または主任の中から校長が指名する8名以内とする。

2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画、立案、実施及び集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

## 第5 任 期

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

## 第6 役 員

1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は校長とする。

3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

## 第7 会の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、原則として年3回開催する。

## 第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開とすることができます。

## 第9 事 務 局

東京都立世田谷総合高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局を同校総務部及び経営企画室に位置づける。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(27世総高第184号により一部改正)